

■土岐市景観計画の概要

I.景観計画の目的

土岐市景観計画は、「景観」をキーワードにした美しく、住み良いまちづくりを目的にしているものであり、**みんなで美しい景観を守り・育てていくための計画**です。

- ・今ある風景や景色を維持し、少しずつ良好な景観を育みます。
- ・美しい景観を阻害するものを生じさせないようにしていきます。

II.景観計画の適用範囲（景観計画区域）

第1段階

→**土岐市全域が景観計画区域**です。

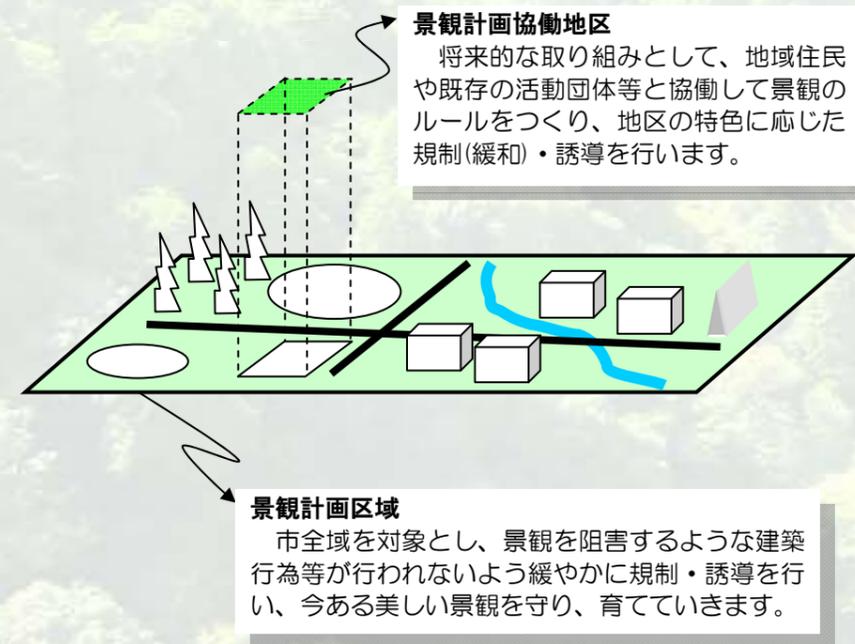
[市全域で望ましい景観形成を図るための緩やかな規制と誘導]



第2段階

→**特徴のある地区を景観計画協働地区として別途指定**します。

[地区の特色に応じた規制(緩和)と誘導]



問い合わせ先

土岐市 建設部 都市計画課
〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 番
TEL.0572-54-1111(代表) FAX.0572-54-7928
mail:toshi@city.toki.lg.jp

届出様式は市のホームページからダウンロードできます。
<http://www.city.toki.lg.jp/wcore/hp/page000008300/hpg000008230.htm>

III.景観形成の方針（理念と目標）

理念：地域資源を活かした“キラリ”と光る土岐づくり

- 目標1：緑と水辺がもたらす潤いとやすらぎを感じる景観の形成
- 目標2：土岐の原風景を活かした懐かしさを感じる景観の形成
- 目標3：新しい都市づくりによる活力と新鮮さを感じる景観の形成
- 目標4：まちの印象を向上させ市民が誇りを感じる景観の形成
- 目標5：みんなが愛着を感じる景観の形成

- ・景観形成の方針は、具体的な整備計画ではなく、景観形成を進めていく際の方向性を示す目標です。民間事業者の開発、行政の公共事業、市民の生活活動等において、景観の観点から目指すべき将来のあり方を記載しています。
- ・景観計画では、その方針(目標)を実現するための手段のひとつとして、行為の制限に関する事項(届出対象行為・景観形成基準)を定めることにより、土岐市にふさわしい景観の維持と形成に努めます。

- 山並みや眺望景観の保全、緑の拠点や河川の保全・整備
- 地場産業と共存した住宅地景観の保全、歴史的景観の保全・整備、優良な田園の保全・再生
- にぎわいと個性のある都市空間の形成
- 道路空間の質の向上、ランドマークの形成
- 景観づくりの体制整備

IV.行為の制限

●届出対象行為

下記の行為を行う 30 日前までに**市への届出**が必要です。届出内容を右の**景観形成基準と照合し、適否を審査**します。

- ①建築物の新築、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更
規模：延床面積 1,000 m²以上 又は 高さ 15m 超
- ②工作物の新設、増築、改築、移転、外観の過半を変更する修繕・模様替え又は色彩の変更
規模：高さ 15m 超（擁壁は最高高さ 2m 超かつ見附面積 200 m²以上）
- ③開発行為
規模：開発区域 1,000 m²以上

●景観形成基準

①建築物の建築等

| 項目 | 景観形成の基準 |
|-------|---|
| 配置 | 自然地形や周辺のまちなみとの調和・保全に配慮した位置とする。 特に規模の大きな建築物においては公開空地の確保、壁面位置に配慮する。 |
| 形態・意匠 | 土岐市の自然環境や市街地、集落の街並みとの調和に配慮する。 周辺の建築物等と違和感のないデザインとなるよう努める。 地域性のある素材の使用等により過度に人の目を引くデザインとならないようにする。 |
| 色彩 | 周辺の色調と調和のとれた色彩とする。 (※マンセル表色系等による基準は今後、景観計画協働地区等での検討事項とする) |
| その他 | 道路等との境界部分は緑化に努めるなど、周辺環境の向上に努める。 経年変化による汚れ、劣化等に強い耐久性や維持管理に優れた素材の使用に努める。 |

②工作物の建設等

| 項目 | 景観形成の基準 |
|-------|--|
| 配置 | 現況地形や周辺のまちなみとの調和・保全に配慮した位置とする。 良好な眺望が背景にある場合にはそれを妨げないよう配慮する。 |
| 形態・意匠 | 修景を施すか自然素材を用いることなどにより周辺景観との調和並びに圧迫感の軽減を図る。 一体となる建築物や他の工作物がある場合は、それらと違和感のないデザインにするよう努める。 |
| 色彩 | 周辺の色調と調和のとれた色彩とする。 (※マンセル表色系等による基準は今後、景観計画協働地区等での検討事項とする) |
| その他 | 経年変化による汚れ、劣化等に強い耐久性や維持管理に優れた素材の使用に努める。 |

③開発行為

| 項目 | 景観形成の基準 |
|--------|---|
| 土地形状 | 既存の良好な樹木や水辺等の自然環境を可能な限り活かすものとする。 現況地形の変更は極力避けるものとする。 |
| 法面・擁壁等 | できるだけ長大な法面や擁壁を生じないように配慮する。 法面や擁壁は特に周辺環境との調和を乱さないよう配慮を行う。 |
| その他 | 生態系への影響がないように配慮する。 道路等との境界部分は緑化に努めるなど、遮蔽性の高いものの使用は避ける。 |

手続きの流れ

